

一般社団法人日本看護系大学協議会 理事職務規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）における理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ、効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条

本会の役員は、代表理事、副代表理事、業務執行理事、理事及び監事とし、理事会が必要と認めた場合には常任理事を置くこととする。

(理事)

第3条

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条

代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事として、本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第5条

副代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、副代表理事は、代表理事の職務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第6条

業務執行理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。理事会時の委員会報告をこれに充てることができる。ただし常任理事はその限りではない。

(常任理事)

第7条

理事会が必要であると認めた場合には、理事の中から2名以内の常任理事を理事会の決議により選定する。

- 2 常任理事は、本会を主たる勤務地とすることとする。
- 3 常任理事の職務は、代表理事及び副代表理事を補佐し、常任理事職務規程第2条に定義する業務を遂行することとする。

- 4 業務執行理事となった常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事職務規程の改廃)

第8条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2017年3月20日より施行する。

附則 この規程の改定は、2020年5月15日より施行する。

附則 この規程の改定は、2020年11月13日より施行する。